

コンラート・トイティンガーとマクシミリアン一世 —近世神聖ローマ帝国における一知識人の政治思想—

Conrad Peutinger and Maximilian I
Political Thought of an Intellectual in the Holy Roman Empire
in Early Modern Times

田 中 圭 子
Keiko Tanaka

序

マクシミリアン一世は、1486年に選帝侯により神聖ローマ帝国のローマ王に選出され、アーヘンにおいて国王戴冠を受けている。しかしその後彼は、伝統的なローマ教皇による皇帝戴冠によらず、自ら発した皇帝宣言により1508年から「選挙されたローマ皇帝」の称号を帯びており、その孫にして後継者カール五世が1530年にボローニャで挙行した皇帝戴冠を最後に、神聖ローマ皇帝が教皇の手から帝冠を受ける慣行は途絶えている。これは、中世の帝国における帝権と教権の関係についての議論、なかんずく13・14世紀の教皇によってなされた介入要求に抗して発達せられた、国王選挙の自立性を主張する論のひとつの帰結であるととらえられている⁽¹⁾。帝国における国王選挙の方式を規定した1356年の「金印勅書」には、教皇による認可・戴冠等の行為についての言及はなく、選出された者はただちに皇帝権行使しうるとされているのであり⁽²⁾、したがって国王と戴冠をうけた皇帝の実質的な相違はうすれてゆく。マクシミリアンの皇帝宣言は、この傾向を決定的に明らかにした行為であるとみなされているのである。

しかし、マクシミリアン自身は皇帝宣言を行なった後も、その行為を皇帝戴冠に代わりうるものとはとらえておらず、ローマ征行と皇帝戴冠の実現を目標とし続けている⁽³⁾。それは、一面では、後継ローマ王の選出を可能にするため等の、現実政治上の要請によるものであったであろう⁽⁴⁾。だが同時に、皇帝戴冠をめぐる行動の中には、当時における帝権に関する観念が反映されていたのではないかと考えられる。これを明らかにし、帝国の国制と理念の歴史の中に位置づけてゆくための予備的考察の一つを試みることが本稿の目的であり、その対象として取り上げられるのは、16世紀初頭に政治的著作をものした知識人たちの中でも、とりわけマクシミリアンに近しい立場にあったアウクスブルクの人文学者、コンラート・トイティンガーである。

トイティンガーとマクシミリアン一世の関係については、すでに19世紀半ばより詳細な研究が行なわれており⁽⁵⁾、政治および学芸の分野において両者がかなりの程度一致する志向を有していたことが強調されてきている。その上で、信仰や経済の問題に関する態度なども含めて、より多面的なトイティンガー像を示したのが、1914年のE.ケーニヒの研究であった⁽⁶⁾。また、1958年に発表されたH.ルツの著作では、それ以前の研究において比較的扱われることが少な

かったカール五世時代をも含めて、帝国都市アウクスブルクの現実政治家としてのポイティンガーの姿が明らかにされている⁽⁷⁾。

これら先行研究をふまえた上で、本稿ではまずポイティンガーの生涯と主要な著作について概観し、次いでマクシミリアン時代における現実政治に関わる活動を述べたのち、彼の著した文書に基づき、帝権觀を中心にその政治思想を検討することとしたい。

1

コンラート・ポイティンガーは、1465年にアウクスブルクの富裕な商人の子として生まれ、のちにこの町の豪商ヴェルザ一家の娘マルガレーテを妻として迎えた。しかし彼自身は商人となる道を選ばず、イタリアに遊学してパドヴァで法学博士号を受け、1490年よりアウクスブルク市当局での勤務を始めている。1497年から1534年までは市書記官を務め、市政に深く関わり続けた。また、イタリア滞在中に、法学のみならず人文学研究にも大いに取り組んだポイティンガーは、アウクスブルクにおいて人文主義に关心を持つ人々の指導的存在となり、また各地の人文学者たちとの幅広い交友関係をも有していた⁽⁸⁾。さらにポイティンガーは、アウクスブルクをしばしば訪れたマクシミリアン一世の知己でもあり⁽⁹⁾、この君主の依頼により外交活動から学問的調査までさまざまな仕事を行ない、皇帝顧問官の肩書きをも受けている。マクシミリアン没後は、その後継者カール五世、フェルディナント一世とそれほどまでの近しい関係となることはなかったが、皇帝顧問官の称号は保持し続けたまま、1547年に故郷の町でこの世を去った。

ポイティンガーの著作⁽¹⁰⁾のうち、印刷されたものとしては、古代の碑文を集めた『アウクスブルクならびにその司教区の古代ローマ断章集』⁽¹¹⁾、ライン左岸地域の歴史をはじめとする四つの主題を論じる『古代ゲルマニアの驚異についての卓話集』⁽¹²⁾などがある。また、これら以外に、ほぼ完成しながら印刷に至らなかった、あるいは未完成の状態にとどまった草稿が多数存在しており、例えばオクタウィアヌス・アウグストゥス以来用いられた皇帝称号の変遷を軸として、ローマ帝国と皇帝の歴史を取り扱った一連の論考をあげることができる⁽¹³⁾。そして、マクシミリアン一世のために計画されたアウグストゥス以後の歴代皇帝・皇妃の伝記の集成、通称「皇帝の書」は、ポイティンガーにとってのライフワークの一つというべき作品であるが、ついに完成することなく、幾つかの断片的な手稿の形で残されているのみである⁽¹⁴⁾。それらに加えて、アウクスブルク市書記官、あるいは法律家として起草に携わった外交的文書や証書、当時の知識人の常として帝国内外の学者たちと取り交わした書簡等も無視することはできない。ポイティンガーの往復書簡はケーニヒの編集によって1923年に出版されており⁽¹⁵⁾、本稿においては、さしあたりこの書簡集におさめられた文書を主たる史料として用い、考察を行なうこととする。

2

15世紀後半、経済的繁栄の時代を迎えようとしていたアウクスブルク市が直面していた政治的問題は、一つにはアウクスブルク司教および司教座聖堂参事会との対立、一つには領邦拡大政策をとろうとする近隣の君主より加えられる圧迫への対処であったといふことができる⁽¹⁶⁾。

イタリアから帰郷し、市当局で働きはじめたトイティンガーは、まもなくこれらの課題に関わる仕事に携わることとなり、まずは1491年に、司教座聖堂参事会が市民の子弟を参事会員として受け入れることを拒否し、会から市民的要素を排除しようとしたことに対して教皇庁控訴院に訴え出た裁判のために、ローマに派遣されている⁽¹⁷⁾。

また、アウクスブルク市の周辺地域に存在する司教領は、東のバイエルン公の脅威とともに、市域拡大・都市の支配領域の形成といった発展を妨げる要因となっていた。一般的に言えば、当時の帝国においては領邦君主による領域国家形成が都市や小領主の利益に反する形ですすめられてゆくという趨勢が見て取られるのだが、そこでアウクスブルクが自らの発言権を確保し、聖俗諸侯に対抗するための政治的枠組みとして期待したのが1488年に結成されたシュヴァーベン同盟だったのであり⁽¹⁸⁾、この都市においてその政策を推進したのは他ならぬトイティンガーであった。

アウクスブルク市は1496年に、他のいくつかの都市とともに同盟更新への参加を拒否し、シュヴァーベン同盟から離脱していた。結成時には主にシュヴァーベンの都市および貴族により構成された同盟が、その後相当数の諸侯をもメンバーに加え、同盟規約が都市にとって不利なものへと変更されたためである。しかし1497年に市書記官に就任したトイティンガーは、制度改革を行なうことにより同盟におけるアウクスブルクならびに都市全体の影響力を増大させる可能性を見出しており、反対派をおさえて同盟への再加入を果たし、実際に1500年の同盟更新時には、諸侯・貴族・都市の三者が、以前に較べてより対等に近い形で同盟運営に携わる体制を実現させたのであった⁽¹⁹⁾。

また、トイティンガーの同盟再加入政策は、やはり諸侯勢力に対抗するために、政治的・経済的支持を期待できる存在としての強力なシュヴァーベン同盟を欲していたマクシミリアン一世の意向と呼応するものでもあった⁽²⁰⁾。その点において、政治家トイティンガーは、アウクスブルク市とハプスブルク家の間に仲介者として活躍することができたのである。

フッガーハウスを筆頭とするアウクスブルクの大商人とハプスブルク家の結び付きはつとに知られた事柄であるが、トイティンガーがとった親ハプスブルク的な立場についても、彼の岳父アントン・ヴェルザーが設立した商会の利害関心との関連を抜きにして考えることはできない。彼らは広範な、時に世界的規模にも及ぶ商業活動を展開させていく可能性を、ハプスブルク家の皇帝たちとの関係の中に見出していたといえよう。例えば、1505年にインドに向けて出発したポルトガル船団にはアウクスブルク商人も参加しているが、トイティンガーはそのために必要な許可を獲得できるよう、マクシミリアン周辺に働きかけることをアントン・ヴェルザーから依頼されている⁽²¹⁾。但し、マクシミリアンの政策と都市の商人の利害が一致しないような場合、トイティンガーは後者の利益を守る方向で働くこともあった。特に、マクシミリアンが1508年にヴェネツィア共和国との戦争に踏み切る直前には、ヴェネツィアとの交通が途絶えることにより商人たちが大きな損害を受ける可能性を考慮し、この戦争を回避するための政治的働きかけを行っている⁽²²⁾。戦争が開始された後は、トイティンガーの努力は、帝国の諸都市とヴェネツィアとの間の商業ルートが完全に閉鎖されることを防ぎ、ヴェルザー商会をはじめとする商人たちのためにマクシミリアンの政府から通行許可を得ることに傾けられることとなった⁽²³⁾。

マクシミリアンのためにトイティンガーが行なった活動もまた、彼のハプスブルク寄りの政治的志向を裏付けるものである⁽²⁴⁾。まずトイティンガーはマクシミリアン側の代表としていく

つかの外交交渉に参加しており⁽²⁵⁾、その一つが1506年3月にハンガリー使節との間で行なわれたものであった。彼がその経緯についてアウクスブルク市長および市参事会に報告した書簡では、交渉の結果締結された条約の内容については触れられていないが⁽²⁶⁾、これはハプスブルク家とハンガリー王家ヤギエウォ家との間の二重結婚を取り決めたものであり⁽²⁷⁾、ポイティンガーがハプスブルク家の王朝政策の路線上でも働く人物であったことを示している。

また、ポイティンガーは皇帝の依頼で公文書起草の仕事をしており、なかでも注目されるべきは、1516年に作成されたとみられるオーストリアの王国昇格に関するものである⁽²⁸⁾。マクシミリアンの孫カールのスペイン王国相続に続き、その弟フェルディナントの相続するオーストリアをも王国化しようとする構想に沿って書かれたこの文書は、結局草稿にとどまり、王国化計画も実現されはしなかったが、ハプスブルク王朝政策へのポイティンガーの関与と共に、やはりきわめてよく表している。

一方、学者としてのポイティンガーは、古代・中世の皇帝たちの歴史に関する関心をマクシミリアンと共有しており、例えばこの君主から「皇帝の書」執筆のための資料として古代貨幣のコレクションを提供されたこと⁽²⁹⁾、過去の君主の系譜に関する問題について所見を求められたこと⁽³⁰⁾といった事例を両者の往復書簡の中に見出すことができる。また、ウィーンの北に位置するクロスターイブルク修道院で「オーストリア家」に関する文書を調査し、その抜粋を作成するようマクシミリアンに命じられたこともある⁽³¹⁾。これらの仕事は、しかし神聖ローマ帝国の首長にしてオーストリアの支配者であるハプスブルク家のマクシミリアンの要請によりなされたことで、政治的意義をも獲得する。そこには、自らの有する帝権を古代より連続する皇帝たちの歴史の中に位置づけ、その正統性を主張しようとする、そして帝位を占めかつオーストリアを支配するハプスブルク家の威信を歴史と系譜を通じて高めようとする、マクシミリアンの意図を看取することができよう⁽³²⁾。ならばポイティンガーはその試みを幅広い学識を通じて支えた存在とみなしうるのであり、この都市アウクスブルクの政治家にして人文学者が、帝権についていかなる考えを抱いていたのかを具体的に検討することが次の課題となる。

3

ポイティンガーの往復書簡の中で、彼の帝権觀を知る手がかりとして注目されるのが、スペイン人枢機卿ベルナルディーノ・ロペス・デ・カルヴァハル⁽³³⁾に宛てられた1507年12月18日付けの書簡⁽³⁴⁾である。この書簡は、ある特定の目的のために書かれた一片の政治文書であり、ポイティンガーの政治思想の全体像を知るにはもとより十分なものではないが、文中の記述から読みとれる限りにおいて、その特徴を指摘してゆきたい。

カルヴァハル枢機卿は、1507年から1508年にかけて教皇特使としてマクシミリアンの宮廷に随行しており、その任務は、教皇ユリウス二世の政策に沿って、皇帝戴冠をめざすマクシミリアンのイタリア遠征を押し止め、ヴェネツィア共和国に対する包囲網を形成するためにフランス王と和解することであった。のちにカンブレー同盟として実現をみることとなるプランである。これに対して、ポイティンガーは、皇帝戴冠の実現に向けてマクシミリアンと教皇の同盟の必要性を強く説きながら、フランスとの協調には反対し、その主張を書簡を通じて教皇特使に伝えようとしたのであった。

この書簡の概要は次の通りである。書き出しは教皇特使カルヴァハル枢機卿へのあいさつ、

敬虔かつ有徳なる枢機卿への賛辞などからなる。次いでポイティンガーは、教皇特使に対し、「父」なる教皇ユリウス二世と「子」なるマクシミリアンの兩人を「同盟により結びつけてください」と懇願している。また、イベリア半島出身の枢機卿に対し、マクシミリアンがポルトガル王女を母とすること、またマクシミリアンの孫カールとフェルディナントはアラゴン・カスティリアのカトリック両王の王女の子にしてその後継者であることを述べて、両者の利害関心が一致するであろうことを示唆し、さらにスペインとドイツの間に存在する共通の敵、すなわちフランスに対する注意を喚起している。

続いて、歴代皇帝について、とりわけカール大帝への帝権移転以後のドイツ皇帝たちが、いかにキリスト教信仰と教会のために尽力したか、という点についての叙述がなされる。しかるに現今の状況では、教皇と皇帝に属する権利を不法にも奪いとらんとする者が存在する、とポイティンガーは言葉を継ぐ。具体的には、教皇がヴェネツィアから奪回した後、フランスの後押しをうけた僧主ベンティヴォリオに脅かされていたボローニャの地名をあげ、このような脅威に対するため、教皇ユリウス二世はマクシミリアンをこれまでより以上に重んじ、集結しつつある帝国軍に奪われた権利の回復の任務を任せよう⁽³⁵⁾、そして前任教皇たちがなしえなかつた行ない、すなわち皇帝戴冠をなしとげるよう説くのである⁽³⁶⁾。古代の皇帝たちと比較してのマクシミリアン称揚がこれに続く。

さらにポイティンガーは、キリスト教信仰と教会を反乱者たちから守るために、キリストの「二つの剣」、すなわち教皇と皇帝が一つとなることが必要であり、それによってこそ教会と帝国に平和がもたらされる、と述べ⁽³⁷⁾、書簡の結びとしている。

その中で、まず第一に帝権と教権の関係についての記述をみると、教皇と皇帝を「父」と「子」に比し、両者の協調のうちにキリスト教世界の秩序と平和の実現の可能性をみる、きわめて伝統的な認識が表明されている。両者を「二つの剣」とする表現は、福音書の記述に基づき⁽³⁸⁾、この世には聖俗二つの剣＝権力が存在する、という両剣論を引き継いでのものと考えられるが、帝権側の立場よりポイティンガーは、一方の剣、すなわち教権の優越を説き、世俗の剣は使徒座より受領するものとした教皇側の理論的主張⁽³⁹⁾には同調していない。例えば文中の皇帝戴冠に関する記述より、そのことが了解される。

「ドイツ皇帝たちは、キリスト教信仰の最高司教に対してこのうえない感謝を示したため、ただその方ご自身により皇帝の冠を受けられることを、これまで望んでまいりました。これは、帝権がドイツ人に移転されるより以前にはなされていなかったことです。…」⁽⁴⁰⁾

ここで言うドイツ人への帝権移転とは、後述する通り、カール大帝への戴冠によるものであり、それ以後「ドイツ皇帝たち」が皇帝戴冠を期待してきた根拠は、彼らが教皇に対して示した「感謝」の行ないの中に見いだされている。具体的には、文中において、カール大帝、オットー大帝より13世紀末のルードルフ・フォン・ハプスブルクに至るまでのドイツ諸帝・諸王による業績、例えは教会と教皇を敵の脅威から解放すること、すなわち軍事力による教会の守護、あるいはまた司教座や修道院の設立といった信仰の拡大に資する行為が、歴史的前例として豊富に挙げられている⁽⁴¹⁾。したがって、戴冠に至る不可欠の前提として考えられているのは、ただ皇帝による行ない、またそれを可能ならしめた実力のみであると解することができ、教皇の皇帝戴冠への関与については、文字通りの帝冠授与行為以外には全く言及されないのである⁽⁴²⁾。このような理解はまた、フリードリヒ三世およびマクシミリアン一世により出された命令書などにしばしば登場する、帝国外の勢力に対抗するためのプロパガンダ的色彩の強い表現、すな

わち帝権はドイツ人が自ら血を流すことにより、またその勇敢さ、軍事的能力を通じて獲得せられた、とする言説⁽⁴³⁾に触れる点を持つということができるであろう。

皇帝戴冠を求める一方で、この行為が有する意義については、本書箇中では明示的に述べられてはいない。ポイティンガーは、マクシミリアンをも含めて、登場する古代・中世のあらゆる皇帝・国王に対して称号の使い分けを行なわず、一貫してcaesarあるいはcaesar augustusと称している⁽⁴⁴⁾。これにより、戴冠の意義と称号に関する議論がむしろ回避され⁽⁴⁵⁾、同時に、古代ローマ以来の皇帝・国王とマクシミリアンとの同等性、また連続性が表現されているということがきよう。

次いで、この文書においては、帝権を受けるに値する行動をなした主体としてのドイツ人の存在が強調されていると指摘することができるが、このような見解は、帝権をめぐる対抗者としてのフランスの存在を考えたとき、現実的意義をもつものとなるといえる。すでに13世紀よりフランスへの帝権移転計画は浮上しており、フランス王家をカール大帝の血統を受け継ぐ正当なその後継者とする主張も展開されていた⁽⁴⁶⁾。以後、カール大帝の民族的出自の問題は、帝権移転論とあわせて多くの著述家によって取り扱われてきたが⁽⁴⁷⁾、ドイツ人たるカール大帝への帝権移転、そして選帝侯により選出された国王による皇帝権行使の正当性を論じた代表的理論家が14世紀中葉のルーポルト・フォン・ベーベンブルクであった⁽⁴⁸⁾。実際に、カルヴァハル枢機卿あての書簡においてドイツ人の功績を叙述した箇所は、ルーポルトの著作『古のドイツ君主たちのキリスト教信仰への熱情に関する小著』から直接引用されたものと指摘されており⁽⁴⁹⁾、ポイティンガーがこの政治理論家から受けた影響の大きさを窺わせる。

また、ルーポルトへの関心は、同時代の多くの学者たち、中でもルーポルトの著作の編纂者でもある、エルザス出身のヤーコブ・ヴィムプフェリンク⁽⁵⁰⁾と共有されたものであった。ポイティンガーは1506年にシュトラースブルクで出版された自著『古代ゲルマニアの驚異についての卓話集』において、ライン左岸地域が歴史的にガリア人でなくゲルマン人（ドイツ人）に居住され、統治してきたことを論じているが、そこでヴィムプフェリンクの同じ主題に関する仕事を引いている⁽⁵¹⁾。これらの著作を含め、マクシミリアン時代には、帝権を担うハプスブルク家を称揚するとともに、ライン左岸地域をも含む帝国の「ドイツ性」を主張する言説が数多く生み出されており⁽⁵²⁾、その際にルーポルトの著作は参考されるべき典拠の一つとして影響力を持ち続けていたといえる⁽⁵³⁾。

最後に、ポイティンガーの政治思想のいま一つの特徴として、ハプスブルク王朝理念への共感があげられる。前述した通り、政治家・学者としての活動の上でもその傾向はみられたが、カルヴァハル枢機卿への書簡においても、すでに王朝レベルで実現されていたドイツとスペインの結合を歓迎することにより、既定のハプスブルク家門政策に対する賛意を表明している⁽⁵⁴⁾。ハプスブルク家が家門として支配権を有する領域はむしろ帝国の周縁部に位置していたうえに、さらにその外側に向けて拡大しつつあったのであり、このような王朝と当時の帝国の知識人たちが抱いていたようなドイツ的な帝国論を結合することのうちには、矛盾がまったく存在しないとはいいがたいであろう。しかしポイティンガーの政治的思考のうちでは、両者は矛盾を感じさせることなく併存せられ、来るカール五世の世代において、ドイツ人の担う帝国を含みつつも、それを超えたハプスブルク家による「普遍的支配」として、その具現化をみるととなつたのであった⁽⁵⁵⁾。

結語

中世後期から近世にかけて、帝国においては各領邦君主の主導する領域国家形成がすすみ、その圧迫を受けた都市や小領主は、同盟の結成による自らの政治的影響力の確保された空間の創出、あるいはまた帝国の首長である皇帝・国王への接近を試みていた。コンラート・トイティンガーは、アウクスブルクにおいてまさにその路線を推進した政治家であり、また、政治・学芸の両面にわたってマクシミリアン一世のための仕事を行なう立場にもあった。ゆえに彼の政治思想のかなりの部分は皇帝的な観点に立脚するものであり、中世後期の帝権擁護論から多くの論点を引き継いでいるといえる。

本稿で取り上げた1507年の政治的書簡から読みとれる限りにおいては、皇帝をキリスト教世界の保護者として教皇との協調のうちに平和と秩序をもたらす存在とみなす、伝統的な理念を基礎としながら、14世紀の理論家ルーポルト・フォン・ベーベンブルクを引用して、帝権がドイツに存することの正当性が述べられている。その論拠は、ドイツ人による教会に対する貢献、そしてドイツ人たるカール大帝に対してなされた帝権移転にあり、それらはルーポルトの影響を受けた15世紀の多くの著作家たちにも共通する論であった。

その一方で、ルーポルトをはじめとする14世紀の帝権擁護論者たちによってさかんに議論されていながら、トイティンガーの書簡において取り上げられていない論点も存在する。例えば、彼らが教皇による国王選挙への介入要求に抗して練り上げた、ドイツ国王の帝国支配の淵源としての選挙に関する議論は姿を現さず、また皇帝戴冠の意義、国王と皇帝の差異についても、明確には述べられていない。これらの点に関しては、トイティンガーの他の著作、文書を参照し、さらに検討を行ってゆく必要があるであろう。ただ、トイティンガーはマクシミリアン没後のカール五世の国王選挙の前後に、選挙を根拠として国王の帝国支配を正当化する論に基づいた文書を著しているのであり⁽⁵⁶⁾、マクシミリアン時代にこのような主張が表立ってなされなかった理由もまた、改めて考察されねばならない。その際、中世後期において進行した、帝国首長としての国王・皇帝と、帝国という語の中にその表現を見いだすこととなる政治的団体としての帝国等族との分離、すなわち帝国国制の二元化の過程において、帝国改革をめぐり表面化した、選帝侯により主導された帝国等族とマクシミリアンとの対立という状況が、トイティンガーの帝権論においても影響を及ぼした可能性はある。また、国王選挙に関わる議論については、「金印勅書」により確定された選挙王制が、近世においてハプスブルク王朝による実質的な世襲へと移行してゆく過程の中に位置付けてゆかねばならないであろう。そのうえで、マクシミリアン時代における皇帝戴冠の意義も明らかになるのではないか。ここでは、さしあたりそのような見通しを示しておきたい。

選挙に関する議論の不在に対し、ハプスブルク家の有する帝権の正統性を、歴史に基づき、古代・中世の皇帝たちとの連続性の中に求めようとする努力は、マクシミリアン時代において一貫してなされてきたといえる。そこでトイティンガーが人文学者として大きな貢献をなしたであろうことは、彼が残した往復書簡において看取される通りである。また、トイティンガーはドイツ的帝国論とともにハプスブルク家による王朝的支配への支持を言明しているが、カール五世時代において彼の政治的思想が有した意義についても、今後検討がなされるべきであろう。

註

- (1) Ernst Schubert, *König und Reich. Studien zur spätmittelalterlichen deutschen Verfassungsgeschichte* (Göttingen 1979), S.29-35; Karl-Friedrich Krieger, *König, Reich und Reichsreform im Spätmittelalter* (München 1992), S.5-7. 13世紀以降の帝権論の展開、とりわけ帝国における国王選挙制度の確立に至る過程については、池谷文夫『ドイツ中世後期の政治と政治思想 大空位時代から『金印勅書』の制定まで』(刀水書房 2000年)。
- (2) 「金印勅書」第2章4節参照。Lorenz Weinrich (Hrsg.), *Quellen zur Verfassungsgeschichte des römisch-deutschen Reiches im Spätmittelalter (1250-1500)* (Darmstadt 1983), S.336-337.
- (3) Hermann Wiesflecker, "Maximilians I. Kaiserproklamation zu Trient (4. Februar 1508). Das Ereignis und seine Bedeutung," in: *Österreich und Europa. Festgabe für Hugo Hantsch zum 70. Geburtstag* (Graz-Wien-Köln 1965), S.15-38; Id., *Kaiser Maximilian I. Das Reich, Österreich und Europa an der Wende zur Neuzeit*, Bd.4 (München 1981), S.12-14.
- (4) *Ibid.*, Bd.4, S.413-414.
- (5) Theodor Herberger, *Conrad Peutinger in seinem Verhältnisse zum Kaiser Maximilian I.* (Augsburg 1851); Josef Bellot, "Konrad Peutinger und die literarisch-künstlerischen Unternehmungen Kaiser Maximilians," in: *Philobiblon* 11/3 (1967), S.171-190; Christine Maria Horn, *Doctor Conrad Peutingers Beziehungen zu Kaiser Maximilian I.* (Phil. Diss. Graz 1977).
- (6) Erich König, *Peutingerstudien* (Freiburg i. B. 1914).
- (7) Heinrich Lutz, *Conrad Peutinger. Beiträge zu einer politischen Biographie* (Augsburg 1958).
- (8) Rudolf Pfeiffer, "Conrad Peutinger und die humanistische Welt," in: Hermann Rinn (Hrsg.), *Augusta 955-1955. Forschungen und Studien zur Kultur- und Wirtschaftsgeschichte Augsburgs* (München 1955), S.179-186.
- (9) マクシミリアン一世と帝国都市アウクスブルクの緊密な関係については、Christoph Böhm, *Die Reichsstadt Augsburg und Kaiser Maximilian I.* (Sigmaringen 1998).
- (10) ポイティンガーの著作に関する、公刊された書物を中心とした簡略な概観は、Hans Rupprich, *Die deutsche Literatur vom späten Mittelalter bis zum Barock (Geschichte der deutschen Literatur, Bd.4, Teil 1)* (München 1970), S.669-671.
- (11) Conrad Peutinger, *Romanae vetustatis fragmenta in Augusta Vindelicorum et eius dioecesi* (Augsburg 1505).
- (12) Id., *Sermones convivales de mirandis Germaniae antiquitatibus* (Straßburg 1506).
- (13) "Epistola de nomine Augustus" (1510年、ヴュルテンベルク州立図書館およびバイエルン国立図書館所蔵) , "De magistratibus Romanis" (バイエルン国立図書館所蔵) , "De supremae imperatoriaie praeeminentia et potestas" (1531年、バイエルン国立図書館およびオーストリア国立図書館所蔵) . これらの論考の内容、成立年代、所蔵館については、ケーニヒの著作によったが、所蔵館の名称は現在のものに改めて記載した。König, *op.cit.*, S.29-42. 註(14)、(56)においても同様。
- (14) バイエルン国立図書館、オーストリア国立図書館、アウクスブルク市立図書館所蔵。*Ibid.*, S.43-60; Horn, *op.cit.*, S.135-138.
- (15) Erich König (Hrsg.), *Konrad Peutingers Briefwechsel* (München 1923).
- (16) Heinrich Lutz, "Augsburg und seine politische Umwelt 1490-1555," in: Gunther Gottlieb u.a. (Hrsg.), *Geschichte der Stadt Augsburg. 2000 Jahre von der Römerzeit bis zur Gegenwart* (Stuttgart 1984, 2.Aufl. 1985), S.413-418.
- (17) 貴族により構成されていたアウクスブルク司教座聖堂参事会が、市民の子弟を参事会員として受け入れないと決定したのは1474年のことであるが、これを不服とする都市側は、この規約を覆すべく教皇庁控訴院における法廷闘争に踏み切っていた。ポイティンガーが関わったのはその第三審である。しかし、結局裁判は聖堂参事会側に有利にすすみ、ポイティンガーは早々にローマを引き揚げてしまわざるをえなかった。Lutz, *Conrad Peutinger*, S.11-14.
- (18) Lutz, "Augsburg und seine politische Umwelt 1490-1555," S.415.

コンラート・トイティンガーとマクシミリアン一世

- (19) ポイティンガーとシュヴァーベン同盟再加盟問題については、Lutz, *Conrad Peutinger*, S.24-38.
- (20) マクシミリアンの父フリードリヒ三世はシュヴァーベン同盟設立時よりの構成員であり、マクシミリアン自身は1490年より同盟に加入していた。マクシミリアンとシュヴァーベン同盟に関しては、Wiesflecker, *op.cit.*, Bd.5 (Wien 1986), S.116-121.
- (21) König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S. 45-50, Nr.25-27; Lutz, *Conrad Peutinger*, S.57-58.
- (22) 後述のカルヴァハル枢機卿宛の書簡は、このような動機に基づいて書かれたとみなしうる。
- (23) *Ibid.*, S.77-96. König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.139-141, 242-244, 245, Nr.88, 146, 148.
- (24) ポイティンガーは、いわばアウクスブルクにおけるマクシミリアンのエージェントのような存在であり、命令書等をこの町の業者に印刷させる手配、さらにマクシミリアンの注文による様々な芸術作品の制作に際しての材料の調達や職人の雇用など、雑多な業務を取り仕切ってもいた。外国（おそらくヴェネツィア）向けの政治的文書の印刷に関しては、*Ibid.*, S.41-42, 44-45, Nr.21, 24, マクシミリアン独自の構想による芸術作品の制作に関しては、*Ibid.*, S.126-128, 129-131, 163-169, 225-227, 268-271, 286, 292-296, 296-297, Nr.78, 81, 100, 133, 168, 179, 183, 184.
- (25) 1512年のヴェネツィア共和国使節との会談、実現はしなかったが1517年のボヘミア派遣など。*Ibid.*, S.163-169, 287-300, Nr.100, 180-182; Lutz, *Conrad Peutinger*, S.121ff.
- (26) König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.68-70, Nr.41.
- (27) Wiesflecker, *op.cit.*, Bd.3 (Wien 1977), S.327f.
- (28) この文書については、Erich König, "Zur Hauspolitik Kaiser Maximilians I. in den Jahren 1516 und 1517," in: Max Jansen (Hrsg.), *Festgabe zum 7. September 1910 Hermann Grauert zur Vollendung des 60. Lebensjahrs gewidmet von seinen Schülern* (Freiburg i. B. 1910), S.191-204. ラテン語原文はこの文献のS.193-200に掲載されている。ドイツ語訳は、Inge Wiesflecker-Friedhuber (Hrsg.), *Quellen zur Geschichte Maximilians I. und seiner Zeit* (Darmstadt 1996), S.253-259, Nr.73.
- (29) König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.133-135, 163-169, 225-227, Nr.83-84, 100, 133.
- (30) *Ibid.*, S.75-76, 277-284, Nr.46, 175-174.
- (31) 1506年のアウクスブルク市長宛の書簡において報告されている。*Ibid.*, S.64-66, Nr.39.
- (32) マクシミリアンが制作させた芸術作品の多くはそのような意図に基づく内容を含んでいる。例えば木版画『マクシミリアン一世の凱旋門』については、拙稿「『マクシミリアン一世の凱旋門』における帝権と王朝のイメージ」、『西洋史学』182 (1996年) 1-16頁参照。
- (33) カルヴァハル枢機卿については、J.Wodka, *Lexikon für Theologie und Kirche*, Bd. 2 (Freiburg i. B. 1960, 2.Aufl. 1986), S.959; M. Batllori, *Lexikon des Mittelalters*, Bd.2 (München Zürich 1983), Col.1535-1536.
- (34) König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.88-97, Nr.54. カルヴァハル枢機卿はアウクスブルクを二度訪れており、この書簡は1507年12月の二度目の滞在の折にトイティンガーから彼に手渡されたものと考えられている。*Ibid.*, S.89f., Anm.1.
- (35) 1507年のコンスタンツ帝国議会において、ローマ征行に対する資金と兵員の帝国援助が承認されたことを受けての記述であろう。この承認を含む帝国最終決定は1507年7月26日付けで出されており、そのテキストは、Johannes Philippus Datt, *Volumen rerum germanicarum novum, sive de pace imperii publica libri V* (Ulm 1698), S.557-560.
- (36) 「…教皇と皇帝の正当なる帝権に疑念を抱く者、両者いずれかから奪いとられた村、城塞、都市や地方を占領し、わがものとし続ける者は、それらが至当にも回復されることを恐れています。願わくば、父なる教皇ユリウスが、子なる皇帝マクシミリアンを重んぜられんことを。皇帝は、ドイツ諸侯を平定して武装させ、その軍、部隊は日々強行軍をいたしております。我らがドイツ皇帝は、奪われたものを教会と帝国に回復する以外のことは、何も求めても望んでもおりません。…また、教皇は、神により天上から授けられた、次のような務めをお持ちであられます。すなわち、その前任者シクストゥス四世、インノケンティウス八世、アレクサンデル六世、そしてピウス三世がなしえず、ユリウスご自身にはなしうるであろうこと、尊厳なる皇帝を御手づから聖別し、皇帝の冠と権標で (coronaque augustali insigni) 飾られることです。…」 König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.95-96.
- (37) 「…イエス・キリストは二つの剣が在ることを望まれました(Christus Iesus duos gladios esse voluit)。そ

れらを一つに合わせてください。…そうして教皇、皇帝、ローマ教会、ローマ帝国には平和と安全がもたらされるであります。…」*Ibid.*, S.96-97.

- (38) ルカ福音書第22章38節 ("Domine, ecce duo gladii hic") による。
- (39) ボニファティウス八世（在位1294-1303年）の教皇勅書「アポストリカ・セデス」（1300年）による。
また同じ教皇による勅書「ウナム・サンクタム」（1302年）は、教皇の絶対的権力を宣言したものであり、教権の俗権に対する優位の主張の到達点であったといえる。
- (40) "Caesares eciam Germani, ut maximam suam erga pontifices christianaे religionis supremos gratitudinem ostenderent, ab ipsis solis diademate et corona augustali hactenus insigniri voluerunt, quod ante imperii in Germanos translacionem factum non est." König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.94.
- (41) *Ibid.*, S.92-95.
- (42) 書簡中に現れる皇帝戴冠についての二つの言及による。註(36)、(40)参照。なお、中世後期の帝国においては、永続的かつ非人格的な支配権の象徴的表現としてのcorona（冠）の語の用法は、イングランド・フランス等に比肩しうるほどの発達を見せず、代わって用いられたのがReich（帝国）、あるいはReichsinsignien, Reichskleinodien（帝国権標）の語であると考えられている。Schubert, *op.cit.*, S.246-249. Cf. Peter Classen, "Corona Imperii. Die Krone als Inbegriff des römisch-deutschen Reiches im 12. Jahrhundert", in: Peter Classen / Peter Scheibert (Hrsg.), *Festschrift Percy Ernst Schramm: zu seinem siebzigsten Geburtstag von Schülern und Freunden zugeeignet*, Bd. 1 (Wiesbaden 1964), S.90-101. 帝国以外の諸国における用法については、Fritz Hartung, "Die Krone als Symbol der monarchischen Herrschaft im ausgehenden Mittelalter," in: Manfred Hellmann (Hrsg.), *Corona Regni; Studien über die Krone als Symbol des Staates im späteren Mittelalter* (1961), S.1-69. エルнст・H・カントーロヴィチ、小林公訳『王の二つの身体』（平凡社 1992年）331-376頁。ポイティンガーによるinsigne（権標）の語の用法については、なお検討の余地があろう。
- (43) Alfred Schröcker, *Die Deutsche Nation. Beobachtungen zur politischen Propaganda des ausgehenden 15. Jahrhundert* (Lübeck 1974), S.37, 56, 90. シュタウフェン時代の"honor imperii"観念との関連については、*Ibid.*, S.135.
- (44) マクシミリアンは1508年2月の皇帝宣言以来、Romanorum imperator, erwählter Römischer Kaiser（ローマ皇帝、選挙されたローマ皇帝）称号を使用しているが、それまでは文書や硬貨において通常 Romanorum rex, römischer König（ローマ王）称号を用いていた。なお、書簡中で唯一rex称号が用いられているのは、冒頭において「我らが主君、尊厳なる王マクシミリアンのもとに(ad dominum nostrum regem Maximilianum augustum)」遣わされた使節、と枢機卿に対して呼びかけている箇所である。König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.89.
- (45) ポイティンガーはパドヴァ大学での勉学中、rex Romanorum in imperatorem promovendus（皇帝に昇進せられるべきローマ人の王）称号の使用、また王号と皇帝号の使い分けを批判するイタリア人と議論した経験を有している。Lutz, *Conrad Peutinger*, S.8. イタリア人は皇帝宣言以前からマクシミリアンに対して皇帝号を用いていたようである。例えば教皇特使レオネッロ・キエレガーティの1497年の教皇宛て報告書を参照。Wiesflecker-Friedhuber (Hrsg.), *op.cit.*, S.84-86, Nr.23.
- (46) Werner Goez, *Translatio imperii. Ein Beitrag zur Geschichte des Geschichtsdenkens und der politischen Theorien im Mittelalter und in der frühen Neuzeit* (Göttingen 1958), S.167-170, 177-179, 182-184. 池谷文夫、前掲書、20-31頁。
- (47) この問題を扱った中世後期の著述家たちについては、Goez, *op.cit.*, S.199-237. カール大帝がドイツ人であるならば、帝権移転は彼に対して一回限りなされたものと解される。彼がフランス人であるならば、その後帝権はドイツ人（ザクセン人）オットー大帝に再度移転されたこととなり、ドイツ人以外へのさらなる移転もありえることとなる。
- (48) ルーポルト・フォン・バーベンブルクの政治思想については、池谷文夫、前掲書、325-385頁参照。
- (49) König (Hrsg.), *Briefwechsel*, S.92, Anm.1. 残念ながらルーポルトの原文は参照しえなかった。
- (50) ヴィムプフェリンクは、ルーポルトの著作『古のドイツ君主たちのキリスト教信仰への熱情に関する小著』を1497年にバーゼルで、『王国かつ帝国の諸法論』を1508年にシュトラースブルクで編纂・出

コンラート・トイティンガーとマクシミリアン一世

版している。

- (51) 『古代ゲルマニアの驚異に関する卓話集』のライン左岸地域の歴史に関する部分は、抜粋の形で以下の文献中に掲載されている。Hans Rupprich (Hrsg.), *Humanismus und Renaissance in den deutschen Städten und an den Universitäten (Deutsche Literatur, Reihe Humanismus und Renaissance, Bd.2)* (Leipzig 1935), S.100-105.
- (52) Wiesflecker, *op.cit.*, Bd.5, S.342ff.
- (53) ルーポルト的な帝権移転論を述べた15世紀後半から16世紀初頭の著作家たちについては、Goez, *op.cit.*, S.249-254.
- (54) この主張はフランスの存在を念頭に置いてなされたものであったのだが、マクシミリアン自身は、その後一時フランスと和解してカンブレー同盟に参加したことが示すように、その政策においてついに反フランス路線を貫徹させたわけではなく、その点にこのような文書が成立した理由の一つが存在するともいえる。なお、『古代ゲルマニアの驚異についての卓話集』においては、非事実の仮定表現とはいえ、オーストリア大公による「ガリア」および「ヒスパニア」支配までもが言及されている。Rupprich (Hrsg.), *op.cit.*, S.105.
- (55) 1507年のカルヴァハル枢機卿宛の書簡は、マクシミリアン一世の後継者としてローマ王に選出されたカール五世を1520年にブリュッヘに迎えた際、トイティンガーがアウクスブルク市を代表して述べた表敬演説とともに1521年に印刷されている。書簡中に述べられた見解が、カール五世時代におけるハプスブルク家の政策と重なり合う部分を有していたためであろうか。König, *Peutingerstudien*, S.25; Lutz, *op.cit.*, S.162f.
- (56) König, *Peutingerstudien*, S.76-84. 1519年6月の選挙の前に著された第一の文書の草稿はアウクスブルク市立図書館、正本はヴィーン国立公文書館所蔵。選挙後に書かれた第二の文書はアウクスブルク市立図書館蔵。